新 旧 対 照 表

消防局

横浜市危険物規制規則（昭和59年３月横浜市規則第14号）

現行	改正後（案）	改正理由
（第１条及び第２条省略） （仮貯蔵又は取扱いの承認） 第３条　法第10条第１項ただし書の規定により指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書（第１号様式）により所轄消防署長（以下「署長」という。）にその旨を申請し、承認を受けなければならない。	（第１条及び第２条省略） （仮貯蔵又は取扱いの承認） 第３条　（削る）	省令改正に伴う改正
２　署長は、前項の規定による申請を承認したときは、申請書の１部に承認済（第２号様式）の押印をし、及び必要な事項を記載して、当該承認の申請をした者に交付するものとする。	所轄消防署長は、法第10条第１項ただし書の規定による承認をしたときは、申請書の１部に承認済（第２号様式）の押印をし、及び必要な事項を記載して、当該承認の申請をした者に交付するものとする。	同
（第４条から第21条まで省略） （申請書の提出部数） 第22条　第３条第１項及び危険物規則第62条の３第２項に規定する申請書の提出部数はそれぞれ２部、危険物規則第62条の３第１項に規定する申請書の提出部数は３部とする。	（第４条から第21条まで省略） （申請書の提出部数） 第22条　危険物規則第１条の６及び第62条の３第２項に規定する申請書の提出部数はそれぞれ２部、危険物規則第62条の３第１項に規定する申請書の提出部数は３部とする。	同
（申請書等の添付書類） 第23条　（第１項及び第２項省略） ３　危険物規則第48条の３に規定する届出書には、危険物規則第51条に	（申請書等の添付書類） 第23条　（第１項及び第２項省略） ３　危険物規則第48条の３に規定する届出書には、危険物規則第51条に	

規定する危険物取扱者免状の写し及び実務経験証明書（第30号様式）を添付しなければならない。 （第24条及び附則省略） 様式目次 第１号様式　危険物仮貯蔵・仮取扱申請書（第３条第１項） 第２号様式　承認済（第３条第２項） （第３号様式から第29号様式まで省略） 第30号様式　実務経験証明書（第29条第３項） 第１号様式（第３条第１項） （略） 第２号様式（第３条第２項） （略） （第２号様式から第29号様式まで省略） 第30号様式（第23条第３項） （略）	規定する危険物取扱者免状の写しを添付しなければならない。 （第24条及び附則省略） 様式目次 第１号様式　削除 第２号様式　承認済（第３条） （第３号様式から第29号様式まで省略） （削る） 第１号様式　削除 第２号様式（第３条） （略） （第２号様式から第29号様式まで省略） （様式削除）	 同 同 同 同 同 同